

きゅうふさぷり

2021年度
制度改革特集号


● 掲載内容

TOPIC 1 制度改革の内容を理解しましょう

TOPIC 2 介護保険課からのお知らせ

給付適正化で！

いいこと
ふくらむ
まちだ



発行のごあいさつ

日頃より町田市の介護保険事業にご理解ご協力いただきまして誠にありがとうございます。

適正な介護給付を行うために、町田市では介護給付の適正化事業を行っております。

町田市の介護サービスの利用人数は約1万9千人となっております。町田市が進める適正化事業だけでなく、皆さん一人一人が適正なケアプランを作成していただくことが一番大切です。

～適正化の最前線はケアマネジャーの皆さんです！～

この「きゅうふさぷり」はそんなケアマネジャーの皆さんが適正なプランを作成する上で、考え方の一助になればと思い、発行させていただきますので、ご一読のほどよろしく願いたします。

制度改正の内容を理解しましょう

団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、2040年も見据えながら、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることを目的に、令和3年度報酬改定（制度改正）が行われました。

感染症や災害への対応力強化

感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供される体制を構築

地域包括ケアシステムの推進

住み慣れた地域において、利用者の尊厳を保持しつつ、必要なサービスが切れ目なく提供されるよう取組を推進

自立支援・重度化防止の取組の推進

制度の目的に沿って、質の評価やデータ活用を行いながら、科学的に効果が裏付けられた質の高いサービスの提供を推進

介護人材の確保・介護現場の革新

喫緊・重要な課題として、介護人材の確保・介護現場の革新に対応

制度の安定性・持続可能性の確保

必要なサービスは確保しつつ、適正化・重点化を図る

今回は、制度改正によりケアマネジャーの皆さんが特に関わる部分（上記の地域包括ケアシステムの推進）を整理していきます。

契約時の説明

文書の交付、口頭での説明、理解したことについて署名を得ることが必須

利用者に提供される

- ・ サービス種類
- ・ サービス事業所

が不当に偏ることなく、公正中立性を図る観点から、居宅介護支援の提供の開始にあたっては、

- ①前6か月間（※）に事業所が作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
- ②前6か月間（※）に事業所が作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたもの（※2）の割合（上位3位まで）

（※）9月1日から2月末日、もしくは、3月1日から8月末日のうち、直近のもの

（※2）同一事業所が一人の利用者に複数回提供しても、回数は1としてカウント

①・②を、文書の交付及び口頭で丁寧な説明を行い、理解したことについて署名を得る必要があります。ただし、割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことでも差し支えありません。なお、3月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいです。

割合のデータは、半年ごとに更新する必要がありますということね。



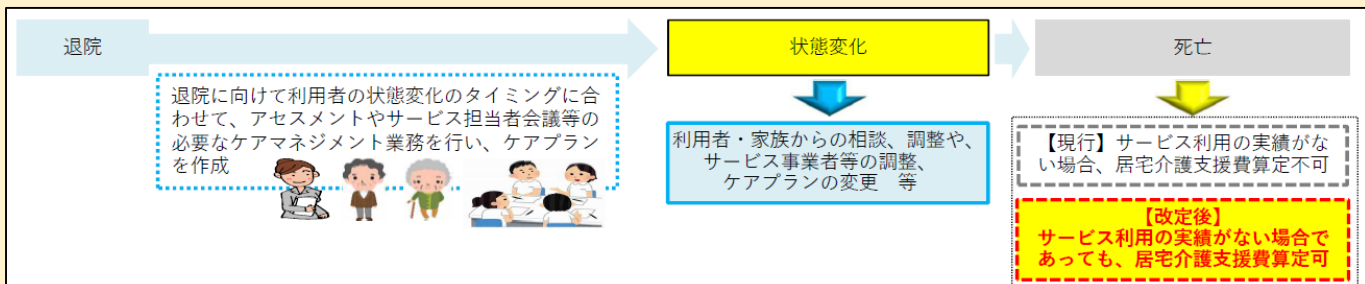
看取り期におけるサービス利用前の相談・調整等に係る評価

必要なケアマネジメントと書類の整備を行うことで、請求可能

退院・退所前に利用者が死亡した場合で、
医師が、**医学的初見に基づき回復の見込みがないと診断した利用者**については、

- ・必要なケアマネジメントを行い、
- ・請求にあたって必要な書類の整備（給付管理票の作成など）を行っている場合は、
居宅介護支援費を請求することができます。

請求する場合は、支援経過記録などに記録を残しておく必要があります。



厚生労働省資料「令和3年度介護報酬改定における改定事項について」 p.55の抜粋

医療機関との情報連携の強化

通院時情報連携加算の創設

利用者が病院または診療所で医師の診察を受ける際に、介護支援専門員が同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合は、

通院時情報連携加算（50単位。利用者1人につき月1回を限度）

を算定できます。

なお、介護支援専門員が診察に同席する場合は、利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うことが必要です。

介護予防支援の充実

委託連携加算の創設

介護予防支援事業所が居宅介護支援事業所に委託を行いやすい環境の整備を進める観点から、利用者に係る必要な情報を提供し、ケアプランの作成等に協力した場合、委託を開始した日の属する月に限り、

委託連携加算（300単位。利用者1人につき1回を限度。委託先が変わった場合は算定可能）

を算定できます。

なお、加算を算定した場合は、加算を勘案した委託費の設定を行うことが必要です。

逓減制の見直し

情報通信機器等の活用または事務職員の配置で逓減制の適用が変わります

居宅介護支援費の逓減性の適用について、
情報通信機器等の活用、または事務職員の配置を行うことで、

介護支援専門員1人あたりの取扱件数が40件以上ではなく、45件以上になります。

情報通信機器等とは、ケアマネジメント業務の負担軽減や効率化に資するもので、
・事業所内外や利用者の情報を共有できるチャット機能のアプリケーションを備えたスマートフォン

・訪問記録を随時記載できる機能（音声入力も可）のソフトウェアを組み込んだタブレットなどが挙げられます。

事務職員とは、ケアマネジメント業務の負担軽減や効率化に資する職員ですが、勤務形態は常勤でなくても差し支えありません。

また、事業所内の配置ではなく同一法人内の配置でもかまいませんが、常勤換算で介護支援専門員1人あたり、ひと月24時間以上の勤務が必要です。

特定事業所加算に要件追加

多様な主体により提供されるサービスを検討すること

特定事業所加算の要件に、

「必要に応じて、多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービスが、包括的に提供されるようなケアプランを作成していること」

が追加されました。

「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」とは、介護給付等対象サービス以外の、

・老人介護支援センターにおける相談援助及び市町村が一般施策として行う配食サービス
・地域の住民による見守り、配食、会食などの自発的な活動によるサービス

などが挙げられます。

事業所の全てのケアプランにおいて、「多様な主体により提供される利用者の日常生活全般を支援するサービス」を一つも位置付けなかった場合は、その理由を説明できるよう、記録に残しておくことが望ましいです。

退院・退所時のカンファレンスにおける福祉用具相談員等の参加促進

福祉用具貸与が見込まれる場合のカンファレンスに参加

退院・退所加算の算定で求められるカンファレンスについて、
退院・退所後に福祉用具の貸与が見込まれる場合においては、
必要に応じ、

・福祉用具専門員相談員
・居宅サービスを提供する作業療法士等
が参加してください。

制度改正についてわからないことがあったら、①厚生労働省のホームページ、
②東京都のホームページ、③町田市のホームページを確認しましょう！



介護保険課からのお知らせ

負担限度額認定の更新申請が必要です

介護保険負担限度額認定は、毎年7月31日までが有効期間のため、毎年更新する必要があります。

なお、2021年度の介護保険制度改正によって、以下1から3のとおり変更となります。

1 第3段階の所得要件について、「本人年金収入等が80万円超」から、以下①、②に細分化されます。

①本人年金収入等が80万円超120万円以下

②本人年金収入等が120万円超

2 資産要件が「本人（単身）1,000万円、夫婦で合計2,000万円以下」から、利用者負担段階ごとに、預貯金額が設定されます。

3 施設入所時とショートステイ利用時の食費負担額が異なる金額で設定されます。

改めて、運営基準減算の内容を確認してください

町田市で実施する実地指導において、運営基準減算による返還が複数発生しています。その中で、返還額が100万円を超えたものもあります。

100万円を超えた件は、指定基準第4条第2項及び第13条第五号の「複数事業所の紹介を求めることができる説明及びその事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができる説明」が長期間正しく行われていなかったことが原因です。利用者や家族への説明は、文書の交付に加えて口頭でも行い、それを理解したことについて署名を得ましょう。

各事業所においては、運営基準を再度確認し、事業所内での自主点検を行うようお願いいたします。

高額介護サービス費の負担上限額が変更となります

2021年度の介護保険制度改正によって、2021年8月サービス利用分から変更となります。

今まで負担上限額が4万4400円だったところ、年収約1,160万円以上の方は負担上限額が14万100円に、年収約770万円以上約1,160万円未満の方は負担上限額が9万3000円に、変更となります。

介護予防ケアマネジメントの目安とする期間を見直しました

きゅうふさぶり第7号では、総合事業の方のケアプランの期間を、「目安として6か月」としていましたが、主任ケアマネジャー連絡会等の意見を踏まえ、「6か月」を「6か月から1年」に見直しました。

「6か月から1年」は、あくまでも目安です。介護予防・自立支援の観点、利用者の状態や目標、サービス提供内容、認定状況（初回や区分変更など）などの各種要因を踏まえ、適切な期間で作成してください。

スケジュール

2021年6月21日（月）予定 介護保険負担限度額認定更新申請 受付開始

2021年7月上旬予定 介護保険料決定（納入）通知書の発送

2021年7月中旬予定 介護保険負担割合証の発送



給付適正化で！



<編集・発行元>

町田市役所介護保険課給付係

住所：町田市森野2-2-22

電話：042-724-4366